



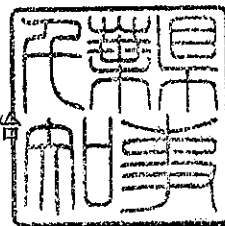
環 第 1 3 2 1 号

平成 2 7 年 3 月 9 日

船橋市

船橋市長 松戸 徹 様

千葉県知事 鈴木 栄 治



船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
に対する意見（通知）

当該事業は、既存の清掃工場の敷地内に新たに一般廃棄物焼却施設を設置し、当該施設の安定稼働後に老朽化の進んだ既存施設を解体・撤去する計画です。

事業実施区域及びその周辺地域は、工業専用地域の埋立地ですが、潮干狩りや野鳥観察、海辺の生き物の観察などを目的として、多くの人々が訪れる「ふなばし三番瀬海浜公園」に隣接しています。

また、当該事業は、1日当たりの処理能力を375トンから339トンに縮小する計画ですが、事業実施区域は、昭和48年から50年にかけて最終処分場として利用され、現在も廃棄物が埋設された土地です。

これらの状況から、当該事業の実施に当たっては、事業特性及び地域特性を十分踏まえ、事業による環境への影響をできる限り回避・低減する必要があります。

つきましては、平成26年9月9日付けで送付のあった標記準備書について、千葉県環境影響評価条例第21条第1項の規定により、下記の事項に関する所要の措置を講じられたい。

記

1 事業計画

- (1) 計画ごみ質について、設定根拠の具体的な内容が示されていないことから、その詳細を明らかにするとともに、どの環境影響評価項目について、どのごみ質を適用したのかを明確にすること。また、実施設計までに、必要に応じて計画ごみ質の設定を見直すとともに、大気質、温室効果ガス等の予測の妥当性を検証し、新たな環境保全措置を講ずること。
- (2) 鉛直遮水壁及び杭工事について、具体的な内容を明らかにし、埋設廃棄物の影響が事業実施区域外に及ぶことのない計画とすること。なお、地下水のモニタリングについては、埋設廃棄物による影響の有無を適切に把握できる観測井で行うこと。
- (3) 施工時に掘削を行う土壌及び埋設廃棄物について、区分方法、再利用又は搬出する際の安全性の確認方法及び性状に応じた処分方法を明確にすること。

2 環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法及び結果

(1) 全般

水質、土壌、廃棄物及び残土について、土地の形質変更に関する具体的な施工計画に基づき環境保全措置を検討し、予測及び評価を行うこと。

(2) 大気質

ア 大気安定度の判定に用いる地上風速について、地上10メートルの数値に補正して予測及び評価を行うこと。

イ 廃棄物焼却等施設稼働に係る大気質予測について、煙源条件として、有効煙突高及び排出ガス量が最大となる高質ごみの排出ガス諸元を用いたとしているが、ごみ質や排出ガス量の変動等を考慮し、有効煙突高が低くなる場合の予測及び評価も併せて行うこと。

(3) 景観

ア 調査・予測地点について、主要な眺望点が4地点設定されているが、煙突がより視認されやすい視点場や、事業実施区域の周囲の歩道など近景の視点場を追加すること。

イ 周辺地域の景観特性との調和を図るため、海辺の景観に十分配慮した施設の色彩等を再度検討して見直しを行うとともに、敷地内緑化及び柵の状況についても予測及び評価を行い、影響の回避又は低減を図ること。併せて、新工場は既存工場よりも南側に位置するため、三番瀬側から眺望する場合に影響が大きくなることに十分留意すること。

(4) 廃棄物

ア 埋設廃棄物の掘削、保管及び処分等に係る予測及び評価の結果を明らかにするとともに、特別管理廃棄物の有無を明確にすること。

イ 建設工事及び解体工事に伴う廃棄物について、可能な限り再資源化を行うとともに、熱回収を行う焼却処理などの中間処理施設の活用により、最終処分量を極力削減すること。

(5) 残土

掘削土及び埋戻土の量について、埋設廃棄物を含まない値とし、残土の予測及び評価を行うこと。

3 監視計画

(1) 施工時における水質の事後調査の項目について、濁度及び水素イオン濃度のみでなく、「工事中の海域への放流排水に係る計画目標値」に掲げられた項目並びに事業実施区域において土壤環境基準及び地下水環境基準の超過が確認されているダイオキシン類を追加すること。

(2) 施工時における土壤（地下水質）の事後調査について、電気伝導度又は塩化物イオンの測定値に変動が見られた場合は、その原因究明を行うとともに、埋設廃棄物による影響と判断された場合は、必要な措置を講ずること。また、供用時における事後調査の項目にも土壤（地下水質）を追加し、同様の措置を講ずること。